

心理的負荷による精神障害の労災認定基準を策定

新潟労働局労災補償課

～うつ病など精神障害の認定基準が分かりやすくなりました～

心理的負荷による精神障害の労災認定基準が平成 23 年 12 月 26 日付けで新たに定められました。

今までは、心理的負荷による精神障害の労災認定は、平成 11 年 9 月の労働基準局長通達「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」に基づいて、業務上であるかないかの判断を行っていましたが、近年、精神障害の労災請求件数が大幅に増加しており、認定の審査に平均 8 . 6 か月を要していました。

今後は、この基準に基づいて審査の迅速化を図り、精神障害の労災請求事案について 6 か月以内の決定を目指します。

【認定基準のポイント】

分かりやすい心理的負荷評価表（ストレスの強度）を定めた。

いじめやセクシャルハラスメントのように出来事が繰り返されるものについては、その開始時からすべての行為を対象として心理的負荷を評価することにした。

これまで全ての事案について必要としていた精神科医の合議による判定を、判断が難しい事案のみに限定した。